

議案第39号

解決金の額の決定について

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり解決金の額を決定する。

平成29年3月3日

西脇市長 片山 象三

1 解決金の額
25,000,000円

2 相手方
西脇市立西脇病院
診療局医師

3 概要
西脇市立西脇病院と相手方との間における労務問題の解決のために、解決金を支払うこととなった。